

新型コロナウイルス感染症に係る朝来市対処方針

兵庫県においては、令和3年9月30日をもって新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態措置実施区域から解除されましたが、その後も引き続き感染再拡大防止のための対策を実施しています。

本市においては、従前より朝来市新型コロナウイルス感染症対策本部会議を開催し、本市対処方針の決定・改定等を行ってきましたが、引き続き感染防止対策を推進するとともに、生活の日常化と経済活動の回復を目指す必要があることから、以下の措置を実施します。

I 期 間

- 緊急事態措置実施期間：令和3年8月20日～令和3年9月30日
- 以降の対処方針実施期間：令和3年10月1日～

II 朝来市の対応

1 感染予防対策・医療体制の確保等

- 感染予防対策を引き続き徹底して実施するとともに、市民への周知徹底を図ります。
- 患者発生時の対応や感染拡大防止について、健康福祉事務所、医師会等と情報共有を行い連携して対応を図ります。
- 市内の診療体制を維持するため、医療機関等へのマスク・消毒液等の確保を図ります。

2 ワクチン接種の推進

- 新型コロナウイルスワクチン接種について、引き続き医師会や県等と連携、調整して、ワクチン接種を促進します。
- 集団接種会場については、11月18日予約（1回目）接種分まで、「イオン和田山店 2階（家電量販店跡）」に設置し、市民のワクチン接種を促進しています。
- 今後においても接種希望者への接種漏れを防ぐよう、医師会等関係機関と連携、調整して接種の促進を図ります。

3 学校等

(1) 市立小・中学校

① 教育活動

○「学校に持ち込まない、学校内に広げない」を基本に、十分な感染防止対策を講じたうえで実施します。

なお、校外から大人数を呼び込むような校内行事（オープンスクール、学校説明会等）を実施する際には、マスク着用、消毒はもとより体調が不調の場合は来校を自粛するなど感染防止対策の徹底を周知します。また、1回当たりの参加人数の制限や座席の間隔を広くとるなどの対応を行います。

○県外での活動（修学旅行を含む）は、実施地域の感染状況、受入先の意向、参加人数、移動方法などを十分確認のうえ、感染防止対策を徹底して実施します。

○ 感染防止対策

[登下校時・出勤時]

- ・ 児童生徒の健康観察を徹底し、同居家族に発熱等の症状がある場合（ワクチン接種後を含む）や濃厚接触の疑いに伴うPCR検査を受けている場合も登校させません（学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止の措置）。出席停止期間中には、ICTの活用も含めた学習支援に配慮します。
- ・ 教職員の健康管理を徹底し、同居家族に発熱等の風邪症状がある場合（ワクチン接種後を含む）も出勤を見合わせます。
- ・ 登下校時においては、マスク（感染防止の効果が高い不織布マスク着用を奨励、以下同じ）を着用します。なお、マスクをはずした場合は会話を行いません。
- ・ サーモグラフィー等を活用した毎日の検温、手洗いを徹底します。

[教育活動時]

- ・ 感染リスクが高いとされている活動については、換気、身体的距離の確保や手洗いなど感染症対策を徹底します。
- ・ 各教室で可能な限りの間隔を確保します。
- ・ マスクの着用を徹底します。必要に応じてフェイスシールドを活用します。
- ・ 教室内をはじめ、職員室、教科準備室、更衣室等において、適切な温度管理等に十分留意しながら換気を行うとともに、消毒を行います。
- ・ 食事をする場所については、飛沫を飛ばさない席の配置や飛沫対策を行うとともに、食事中は感染リスクが高まることから、マスクをはずしての会話は行いません。
- ・ 児童生徒、教職員に対して、不要不急の外出を自粛するよう呼びかけます。

[その他]

○ 児童生徒向け

- ・ 学習塾やスポーツ活動等の習い事は、事業者が実施している感染防止対策を遵守するとともに、本人に加え、家族に発熱等の風邪症状がある場合や濃厚接触の疑いに伴うPCR検査受診者がいる場合は参加しないでください。また、行き帰りには、マスクの着用を徹底してください。
- ・ コンビニでの飲食、会話などは避け、速やかに帰宅してください。
- ・ 進学のための受験などが本格化することから、日頃からの体調管理、感染防止対策等を引き続き徹底してください。

○教職員・学校向け

- ・児童生徒の感染防止の観点からも、引き続き教職員についてはワクチン接種を促すとともに、感染リスクの高い行動等を自粛するよう徹底します。
- ・教職員が発熱等の理由により出勤できない場合に備え、各校において、当該教職員の職務を補完する体制を整えます。

②部活動

- 十分な感染防止対策を実施したうえで、部活動（練習試合、合宿等を含む）を行います。
 - ・活動日及び時間は、「朝来市中学校部活動ガイドライン」を基本に、平日（4日）で2時間程度、土日のいずれか1日で3時間程度とします。
 - ・同一部活動における感染（部員同士、顧問と部員等による感染であり、その他の感染は含まない）が確認された場合は、最低1日は全ての部活動を休止し、再発防止に向け感染対策を確認します。
- 県外での活動及び合宿は、実施地域の感染状況、受入先の意向、参加人数、移動方法など実施可能であることを十分確認のうえ、感染防止対策を徹底して実施します。なお、宿泊は、県内・県外とも感染防止対策が確認される宿泊施設に限定します（学校は不可）。

③心のケア

- きめ細やかな健康観察をはじめ、児童生徒の状況を把握し、心身の健康に適切に対応します。
 - ・児童生徒の状況把握（個人面談等の機会の拡充等）
 - ・児童生徒の心のケアアンケート調査の実施（抽出校）

(2) 幼保連携型認定こども園、学童クラブ、子育て学習センター

①幼保連携型認定こども園、学童クラブ

- 感染防止対策を講じたうえで、開園（設）します。

②子育て学習センター

- 感染防止対策を講じたうえで、実施します。

4 社会福祉施設

○高齢者施設、障害者施設等

- ・支援が必要な方々の福祉サービスが継続できるよう、感染防止対策を徹底していくとともに、マスク・消毒液等の確保を図ります。
- ・感染者が発生した場合の社会福祉施設での療養や自宅待機における訪問介護サービス等の継続、その他新たにサービスが必要となる場合には、県、介護支援専門員、相談支援専門員、施設、介護事業所等と連携し、必要なサービスが提供できるよう支援を図ります。

5 社会教育施設等

○社会体育施設、社会教育施設等

- ・生涯学習センター、温水プール「くじら」、体育館やグラウンドなどの屋内外運動施設、文化会館、あさご芸術の森美術館、埋蔵文化センター、図書館等は、感染防止対策を実施した上で開館します。

- ・開館する施設では、兵庫県新型コロナウイルス追跡システムQRコードの掲示と来館者への登録を呼びかけます。

※個別施設の開館状況については別紙のとおりです。

6 事業活動への支援等

○中小企業のための特別相談窓口の設置

- ・あさご元気産業創生センターを窓口とした市独自の相談窓口の設置と巡回相談を行います。
- ・金融機関、商工会との連携による情報共有及び相談業務を行います。

○事業活動への支援事業

- ・新型コロナウイルス感染症により大きな影響を受けている事業者を支援するため、以下の事業を実施します。

- ・セーフティネット保証（4・5号）、危機関連保証制度【国】
 - ・雇用調整助成金【国】
 - ・雇用安定支援金【市独自】
 - ・新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金【国・県協調】
 - ・月次支援金【国】
 - ・雇用維持助成金【市独自】
 - ・美しい村づくり資金利子補給金【県協調】
 - ・朝来市ふるさと旅行券事業【市独自】
 - ・朝来市特産品購入促進事業【市独自】
- ※各事業の概要については別紙のとおり。

○金融機関への配慮要請

- ・既往債務に係る条件変更等の弾力的な運用等の配慮要請を行います。

○国・県の施策の積極的な活用等

- ・国・県の施策の積極的な活用や事業者への周知等を行います。

7 その他の支援等

○その他の支援事業

- ・事業活動への支援の他、新型コロナウイルス感染症に係る以下の支援事業を実施します。

- ・低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）【国】
 - ・低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外分）【国】
 - ・スクール・サポート・スタッフ追加配置事業【県、市独自】
 - ・新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金の支給【国】
 - ・住居確保給付金の支給【国】
- ※各事業の概要については別紙のとおり。

○感染防止対策事業

- ・新型コロナウイルスの感染防止対策として、以下の事業を実施します。

- ・災害時避難所対策事業
- ・小・中学校維持管理事業

※各事業の概要については別紙のとおり。

8 イベント等開催の考え方

(令和3年10月1日(金)～令和3年10月30日(土))

区 分	収容定員	人数上限
大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの	100%以内	5,000人 又は収容定員の 50%以内
大声での歓声・声援等が想定されるもの	50%以内 [※]	($\leq 10,000$ 人) のいずれか 大きい方

(収容定員と人数上限のいずれか小さい方)

※異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内)内では座席間隔を設けなくともよい。

(令和3年10月31日(日)～)

区 分	収容定員	人数上限
大声での歓声・声援等がないことを前提としうるもの	100%以内	5,000人 又は収容定員の 50%以内の
大声での歓声・声援等が想定されるもの	50%以内 [※]	いずれか 大きい方

(収容定員と人数上限のいずれか小さい方)

※異なるグループ間では座席を1席空け、同一グループ(5人以内)内では座席間隔を設けなくともよい。

- 祭り、花火大会、野外フェスティバル等、参加者が自由に移動でき、かつ、入退場や区域内の適切な行動確保ができない催物については、中止を含めて慎重な検討をお願いします。
- 催物開催に当たっては、業種別ガイドラインの徹底や催物前後の「3密」及び飲食を回避するための方策を徹底することとし、その対策が徹底できない場合には、開催について慎重な判断をお願いします。
- 催物の主催者等に対し、参加者の直行・直帰を確保するために必要な周知・呼びかけ等を徹底してください。

9 外出自粛等

【不要不急の外出自粛等】

- 3密の回避、人と人との距離の確保のほか、マスク着用、手洗い等の基本的な感染対策を徹底してください。
- 極力家族など少人数で、混雑している場所や時間を避けて行動してください。
- 感染が拡大している地域への不要不急の移動を自粛してください。
- 帰省や旅行・出張など都道府県間の移動は、3密の回避を含め基本的な感染防止策を徹底してください。
- 感染対策が徹底されていない飲食店、カラオケ店等の利用を厳に控えてください。
- 「新型コロナ対策適正店認証」認証店舗の利用を推奨します。
- 酒類を購入し、店舗の店先・路上・公園等における飲酒など、感染リスクが高い行動は自粛してください。

【5つの場面の注意等】

- 感染リスクが高まるとされる次の「5つの場面」に注意してください。
 - ①飲酒を伴う懇親会等
 - ②大人数や長時間におよぶ飲食
 - ③マスクなしでの会話
 - ④狭い空間での共同生活
 - ⑤休憩室、喫煙所、更衣室等
- マスクの着用、手洗い、身体的距離の確保、「3密」（密閉・密集・密接）の回避等の感染防止対策を実施してください。特に、近距離の会話、移動中の車内でもマスクの着用を徹底してください。
- 毎日の検温実施など、自身の健康管理に留意し、発熱など症状のある場合には、通勤・通学を含め外出を控えるとともに、電話で医師等と相談してください。
- 屋内においては、定期的な換気や適度な保湿を行ってください。

【家庭での感染防止対策】

- リスクの高い行動の自粛や基本的な感染対策の徹底など「ウイルスを家庭に持ち込まない」行動をしてください。
- 帰宅後の手洗い、換気の実施、発熱者がいる場合の個室の確保や共有部分の消毒など「ウイルスを家庭内に広げない」行動をしてください。
- 毎日の検温など家族の健康管理、発熱などの症状がある場合のかかりつけ医への相談など「ウイルスを家庭外に広げない」行動をしてください。

【飲食等】

- 業種別ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていない、県内外の感染リスクの高い施設（特に接待を伴う飲食店、酒類の提供を行う飲食店、カラオケ等）の利用を控えてください。
- 業種別ガイドライン等に基づく感染防止策がなされていない施設における、大人数での会食や飲み会を避けてください。
- リスクの高い施設利用後の自身の体調や行動に注意してください。
- 大声での会話や回し飲みを避けてください。
- 会食は同居家族や介助者等を除き、同一グループ・同一テーブル4人以内とし、短時間（2時間程度以内）としてください。

【追跡システム・接触確認アプリの利用】

- クラスターの発生のおそれがある時等に迅速に利用者への注意喚起情報を提供する「兵庫県新型コロナ追跡システム」を利用してください。
- 国の新型コロナウイルス接触確認アプリ「COCOA」を登録してください。

10 風評被害対策

- 新型コロナウイルスに感染する可能性は誰にでもあるという意識のもと、デマやうわさに惑わされることなく、正しい情報に基づく冷静な行動に努め、感染者に対する誹謗中傷などは、厳に慎んでください。
- 病気等でワクチン接種を受けられない方や、副反応に対する不安などから接種を受けていない方への誹謗中傷や差別的対応などは、厳に慎んでください。

11 こころの健康

○新型コロナウイルス感染症の影響等により、「不安や心配で眠れない」「ストレスがたまる」などのお悩みがある場合は、一人で抱え込まずに早めにご相談ください。

相談窓口一覧については

朝来市ホームページ [朝来市 困ったときの相談窓口](#) で検索してください。

12 災害時の避難行動

○新型コロナウイルス感染症の終息が見込めない中、自然災害の脅威と感染症感染の複合災害に備えるため災害時の避難行動を推進します。

- ・在宅避難、縁故避難、車中避難、避難所への避難とする分散避難を推進します。
 - ・一般避難者は、市内15か所の学校体育館を拠点避難所として開設し受け入れます。
 - ・一次避難所は高齢者や要援護者を優先した避難所とします。
 - ・拠点避難所の運営は朝来市新型コロナウイルス感染症に対応した避難所運営マニュアル(Ver.2)に基づき運営を行います。
- ※ 避難行動の詳細については、「朝来市の避難行動等について(お知らせ)」をご覧ください。

13 庁内の対応

○職員の感染予防対策

- ・執務中・会議ではマスクを着用します。
- ・会議の開催に当たっては、人と人との間隔を十分に保ち、余裕を持った会場とします。
- ・定期的に執務室の窓を開け、換気を行います。
- ・窓口カウンター・使用後の会議室等の消毒を随時行います。
- ・各職場における感染防止策の徹底を図ります。
- ・週休日の振替や年次有給休暇、特別休暇等の取得により出勤者の削減を図ります。
- ・在宅勤務(テレワーク)や庁舎の空き会議室を活用する等、柔軟な働き方を推進し、庁舎内の自席での勤務を削減します。
- ・職員の席や窓口等にアクリル板を設置し、せきやくしゃみによるしぶきの飛散を防止します。
- ・感染が拡大している地域への出張は真にやむを得ない場合のみとし、出張する場合には、不特定多数が訪れる場所や、混雑する店舗等、感染の危険性が高い場所は可能な限り避けるなど、移動中及び現地での感染の危険性に十分注意を払うこととします。

[改定年月日]

(令和2年4月14日改定) (令和2年4月28日改定) (令和2年5月1日改定)
(令和2年5月5日改定) (令和2年5月18日改定) (令和2年5月25日改定)
(令和2年5月29日改定) (令和2年6月23日改定) (令和2年7月17日改定)
(令和2年7月22日改定) (令和2年7月31日改定) (令和2年8月4日改定)
(令和2年9月7日改定) (令和2年10月2日改定) (令和2年11月17日改定)
(令和2年11月27日改定) (令和2年12月25日改定) (令和3年1月15日改定)
(令和3年1月27日改定) (令和3年2月8日改定) (令和3年2月26日改定)
(令和3年3月8日改定) (令和3年3月24日改定) (令和3年4月2日改定)
(令和3年4月9日改定) (令和3年4月19日改定) (令和3年4月26日改定)
(令和3年4月30日改定) (令和3年5月11日改定) (令和3年6月1日改定)
(令和3年6月21日改定) (令和3年7月12日改定) (令和3年8月3日改定)
(令和3年8月19日改定) (令和3年8月25日改定) (令和3年8月30日改定)
(令和3年9月13日改定) (令和3年9月30日改定)